

カーブミラー（道路反射鏡）設置方針について

牧之原市 建設課

令和6年 3月

1 はじめに

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見当しの悪い交差点・カーブにおいて、自動車の目視確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置するものです。

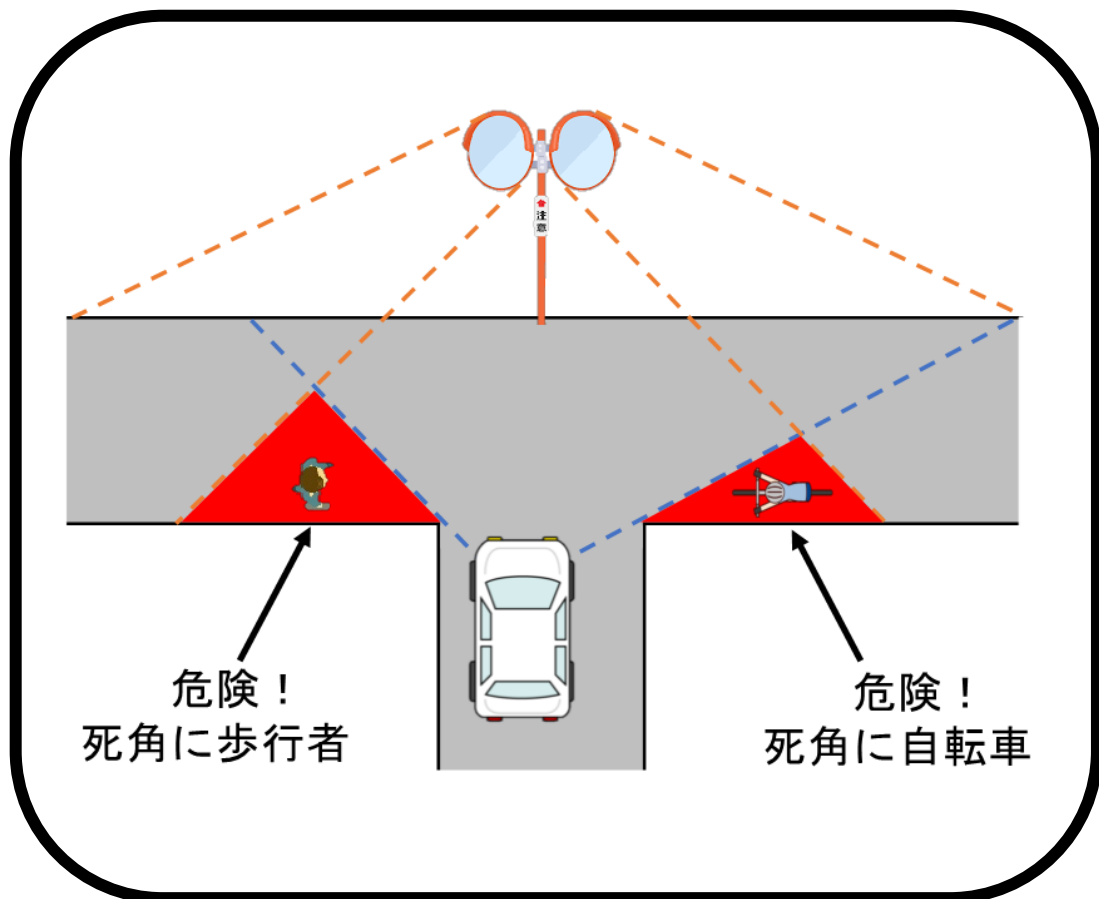
あくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転手自身の目視によることが原則です。カーブミラーを過信せず目視での安全確認を確実に行うことが大切です。

※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置の理由となりません
事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

2 カーブミラーの特性について

カーブミラーには次の(1)~(4)のような性質があり、歩行者・自転車にとってはかえって危険になるため、適切な安全確認位置からの直接目視による確認が困難な箇所のみ、設置を検討しています。

- (1)カーブミラーで見えない部分（死角）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。（次ページ図参照）
- (2)近接車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねきやすい。
- (3)カーブミラーに映る車は小さく見え遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかみづらい。
- (4)カーブミラーは左右反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱をまねきやすい。



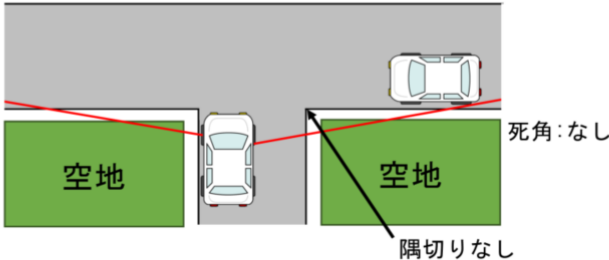
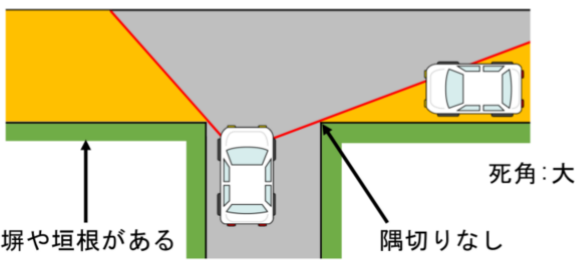
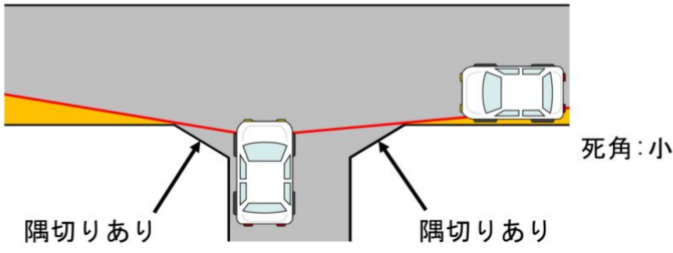
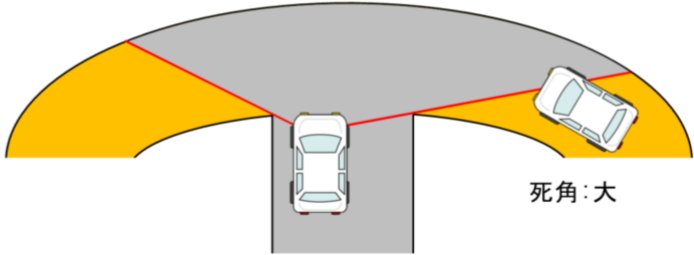
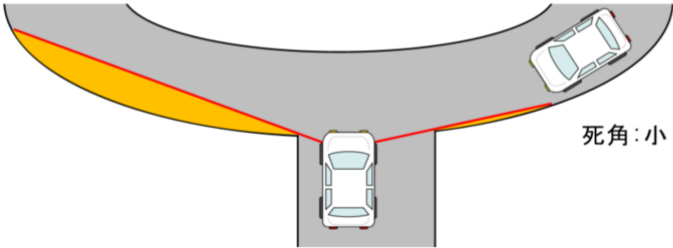
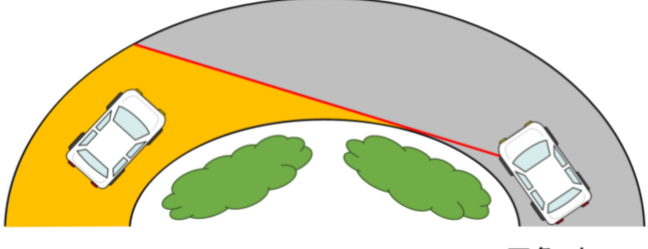
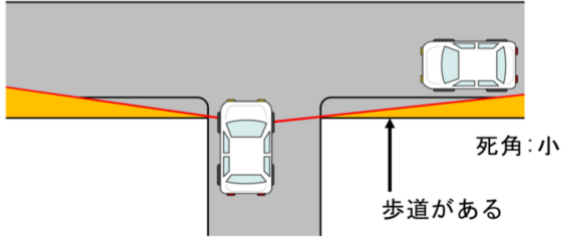
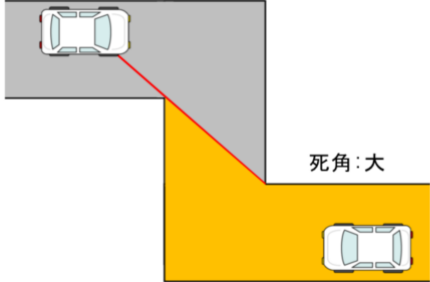
死角の解説図

3 カーブミラーの設置基準について

カーブミラーには前記のような特性があるため、自治会（区町内会）からのご要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置を検討しています。そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置のご要望に沿えないことがあります。

カーブミラーの新規設置の可否は、原則として次の（１）、（２）の基準により判断しています。

(1) 交差点などにおける一般的な設置の判断基準

設置できないと判断する場合 × (法令的に定められた通行を行えば危険が除去できる)	設置できると判断する場合 ○
①空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合 	①民地境界内の塀や垣根などにより、見通しが確保できない場合 
②隅切りがあり、見通しが確保されている場合 	②内へカーブしており、見通しが確保できない場合 
③外へカーブしており、見通しが確保されている場合 	③急カーブで、見通しが確保できない場合 
④歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合 	④屈折部で、見通しが確保できない場合 

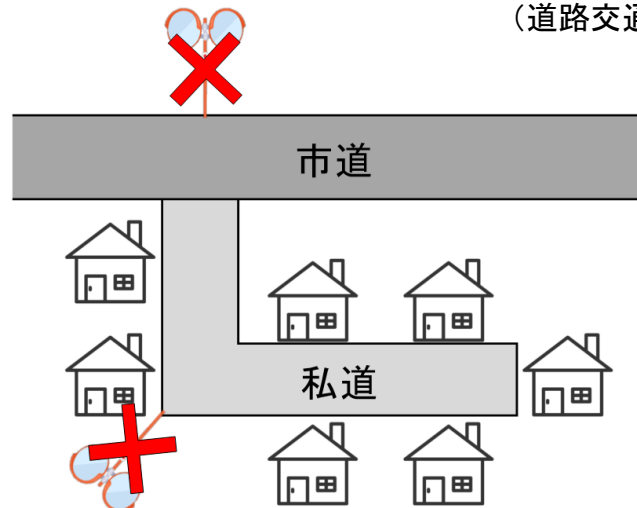
(2) カーブミラーを設置しない場所

① 私道と市道の交差点及び私道内

私有地であり利用者や受益者が限定されるため公共性の観点から、市では設置しません。

なお、私有地等から公道へ出る場合は一時停止義務があります。

(道路交通法第 17 条)

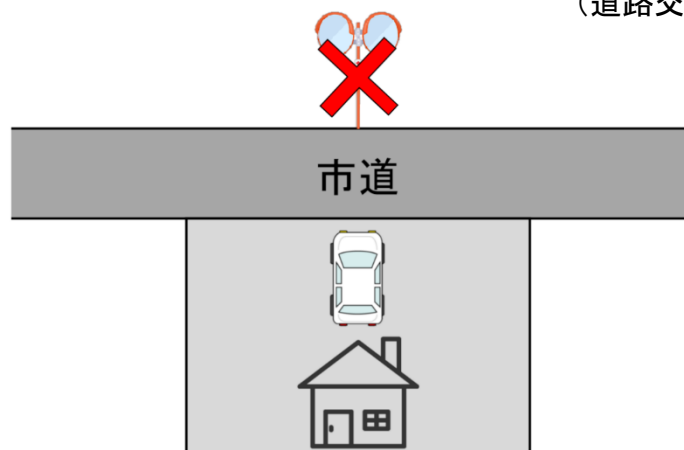


② 個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口

私有地であり利用者や受益者が限定されるため公共性の観点から、市では設置しません。

なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。

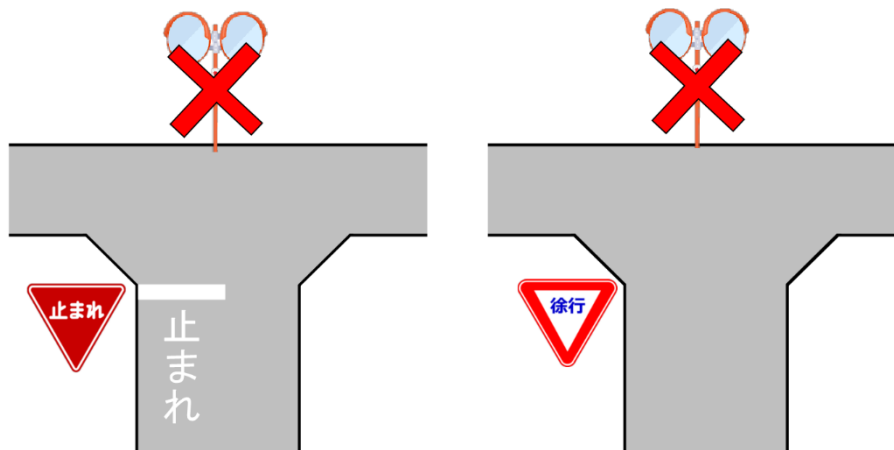
(道路交通法第 17 条)



※承認工事による自費での設置は可能である場合もあります。
その後の維持管理は設置者が行ってください。
詳しくは建設課(53-2628)に相談してください。

③ 「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点

カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、かえって重大事故の発生が危惧されることから、原則、設置しません。ただし、極めて見通しの悪い箇所においては、カーブミラーを設置する場合があります。



④ 駐車場にある自動車等の可動物が原因で見通しが悪い場所

見通しの悪い時間が一時的なため、設置しません。

4 カーブミラーの修繕について

カーブミラーの修繕については、改めて現地調査を行い「3 カーブミラーの設置について」で示した設置基準に基づき、必要性を再検討します。

なお、必要性が無いと判断した箇所においては、カーブミラーを撤去する場合があります。

5 カーブミラーの設置後について

設置したカーブミラーが、車両接触等の原因で見通しが悪くなっている場合は、建設課(53-2628)へご連絡ください。角度調整等の対応を行い改善します。

※車両の接触等により傷ついたり、破損したりしたカーブミラーの中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用していきます。
また、接触等による破損が多発した場合、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できないと判断し撤去を検討します。